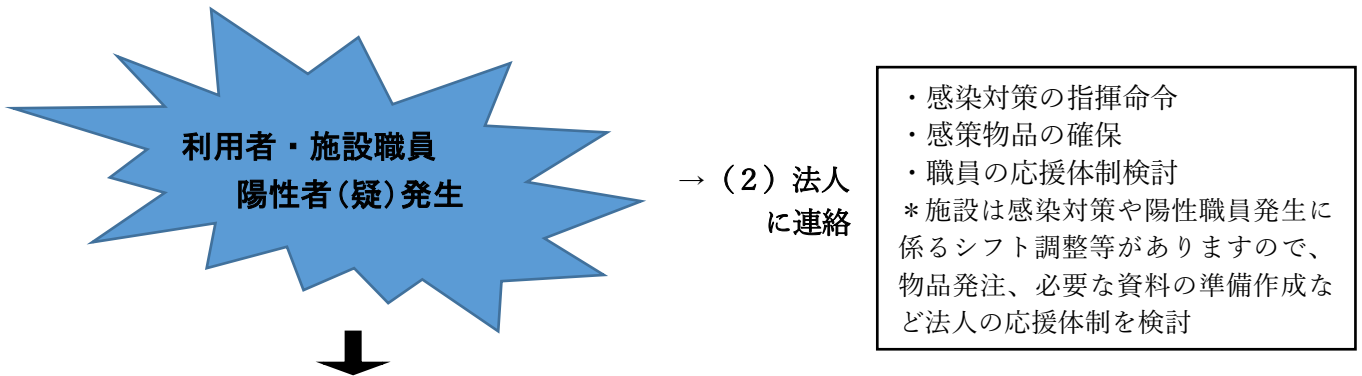


陽性者（疑）発生にかかる施設の対応の流れについて



(1) 施設の感染症対応マニュアルに基づき対策開始（基本は有症状時から開始）

感染対策は、施設の自主対策が基本となりますので、すぐに始めてください。

*対策の一環として、濃厚接触者等へのスクリーニングのための検査について、抗原検査キットが必要な場合は、帯広保健所に相談すること。

(3) 陽性者（疑）の確定

抗原検査キットによる検査のみでは陽性者とはならないため必ず医師の診断を受ける。

*医療機関を受診して、医師から陽性診断を受けている場合は対応不要

【医師の診断を受ける方法】

- ① 抗原検査キットの結果を、協力医もしくはかかりつけ医に診断してもらう。
- ② 65才以上の場合は、発熱外来等医療機関を受診し再検査する。
- ③ 64才以下であれば、陽性者登録センターに登録し診断を受ける（無症状者含む。）

*抗原検査キットの画像が必要となるので、廃棄する前に必ず写真に撮る。

- ④ 64才以下でも、早期に投薬等が必要な状況であれば発熱外来等医療機関を受診し再検査する。
- ⑤ 上記の対応が困難な場合は、保健所に相談する。

(4) 十勝総合振興局簡易申請システムにて「新型コロナウイルス感染症発生報告（第一報）」の送信

送信した申請が受け付けされると、登録したメールアドレスに自動で受付メールが送信されます。

*受付メールに、今後の報告方法、入所陽性者が発生した場合の保健所提出資料等が記載されていますので、ご一読ください。

*通所事業所での発生、職員のみでの発生で最終勤務日から相当の期間が空いて発症した場合など、施設に感染が拡大する恐れがない場合は、報告不要です。

*市町村から指定を受けている場合は、送信した内容を市町村にも連絡する。

(5) 担当部署から施設への連絡

発生報告は、十勝総合振興局社会福祉課及び帯広保健所が随時内容を確認しています。

発生報告受付後、道が所管する施設は所管課から施設に連絡します。(ただし土日祝日は除く。)

帯広保健所は、施設内陽性者が発生したとき(共同生活援助事業所は対象外)及び発生報告に感染対策に係る相談事項が記載されている場合のみ連絡します。

「施設内療養にかかる感染対策」及び「施設内療養者の健康状況に関すること」

帯広保健所：連絡先 0155-26-9084

「施設運営に関すること」

社会福祉課：連絡先 0155-27-8515 企画総務課：0155-26-9073

* 急ぎの相談事項がある場合は、直接ご連絡ください。(感染対策物品の不足、体調不良時の入院調整等)



(6) 施設内陽性者が発生した場合の健康観察について

施設内陽性者の健康観察については、「十勝総合振興局社会福祉課新型コロナウイルス感染症ホームページ」の「6 今後必要となる資料について」に掲載している「資料6 施設内療養者の健康観察票」に施設が入力若しくは記載し症状経過を施設で管理し、療養終了についても施設の判断で行う。



(7) 施設内陽性者の体調不良時の対応について

体調悪化時には、帯広保健所へ電話連絡とともに該当者の以下の書類を準備する。

- ・入院調整連絡票(施設で記載済みのもの)
- ・施設内療養者の健康観察票
- ・DNAR(様式は、入居の陽性者発生時に電子申請の一報後、帯広保健所担当者から送付)



(8) 施設陽性者(入院中・職員含む)のガントチャートの提出

施設陽性者毎日12時を目処に、ガントチャートを帯広保健所担当者に送付する。

* 担当者は4名おり、シフト制勤務となっていますので、必ず4名全員に同じガントチャートを送付すること。(様式は、入居の陽性者発生時に電子申請の一報後、帯広保健所担当者から送付)

(9) 新たな陽性者の発生にかかる「新型コロナウイルス感染症発生報告(続報)」の送信

検査の結果、新たな陽性者が発生した場合については、随時、発生報告(続報)を送信。

続報からは「陽性者名簿」も添付してください。

* 新たな陽性者は追加で記載し、前回報告した陽性者を削除しない。

* 新たな陽性者も必ず(3)同様、医師の診断を受けてください。

* 市町村から指定を受けている場合は、送信した内容を市町村にも連絡する。



(10) 感染対策終了時に「新型コロナウイルス感染症発生報告(終息報告)」の送信

感染対策が終息したら、送信。

* 保健所が健康観察している施設は、終息日について保健所と検討した日。

* それ以外の、生活共同援助事業所や職員のみ発生した施設については、施設で判断した終息日。

* 市町村から指定を受けている場合は、送信した内容を市町村にも連絡する。

【終息に係る基本的な考え方】

・職員の感染防護やゾーニングが適切な場合、感染した入所者全員の療養が解除された日を0日目として8日目と感染した職員の最終勤務日を0日として8日目のどちらか遅い日を対策の終了日とする。

※入所者等を感染者と非感染者ゾーンに明確に区別し、担当職員も専任とした場合、ゾーンの入居者全体が感染した場合、療養途中で入院した入所者がいた場合など詳細は帯広保健所にお問い合わせください。

なお、施設の感染状況により上記と異なる判断を行う場合があります。